

目 次

立法者の事後的是正義務の法的構造 —ドイツの判例・学説を中心に—	入 井 凡 乃… 1
韓国の「クロス承認」政策 —全斗煥政権期を中心に—	李 尚 河… 43
中国における「人道に対する犯罪」の国内立法化に 関する一考察 —ドイツ国際刑法典を参考にして—	王 松 竹… 83
神経法学の体系 —神経科学技術の憲法的統制に向けて—	小久保 智 淳…133
大西洋同盟の結束 —INF配備とグレナダ侵攻をめぐる英国外交、一九八三年—	小 南 有 紀…177
斎藤隆夫の選挙地盤醸成をめぐる苦闘について —第一四回総選挙における敗因分析を中心に—	牧 理津子…217
在日韓国人の協定永住権申請をめぐる駐日韓国大使館と民団の 対立と協力、一九六六—一九七一年	成 瀬 友 裕…253
カルテル法制史における法の許容とその評価 —独占禁止法と適用除外カルテル法を巡る昭和三〇年代前半の議論を中心に—	廣 瀬 翔太郎…295
「危険の予見可能性」及び「情報収集義務」概念登場に至る 過失犯論史の探究	川 原 慶 己…337